こころのしおり

～精神障害者保健福祉手帳に関する制度について～

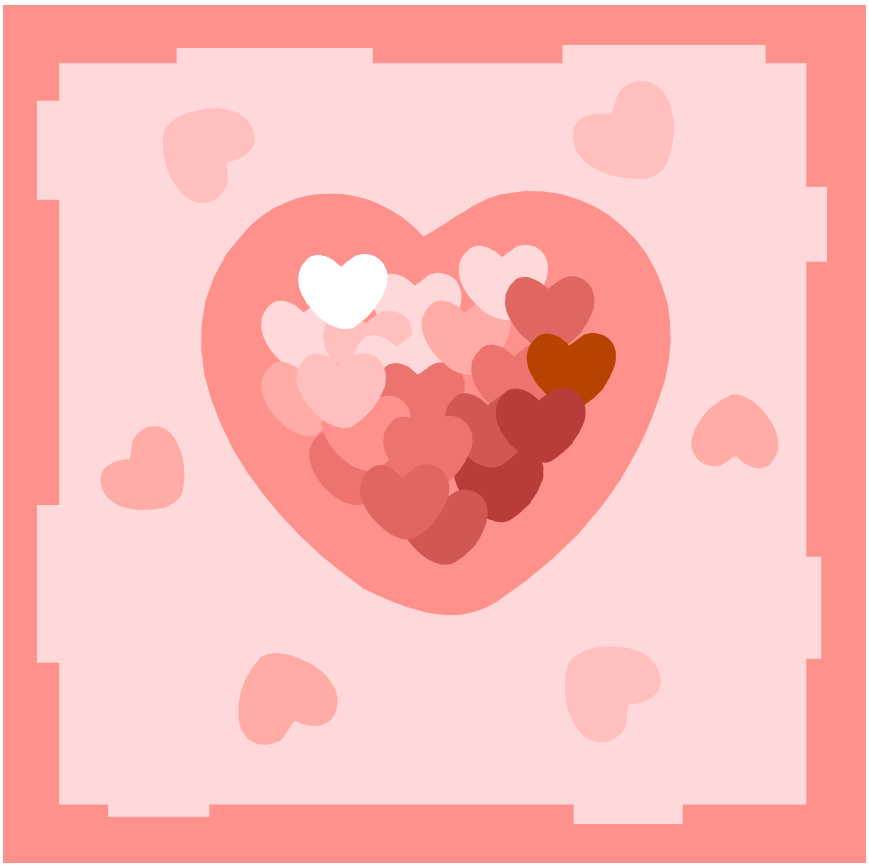

令和７年４月作成

田川市高齢障がい課

１　精神障害者福祉手帳について

≪内　容≫　精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。障がい等級などに応じて税制上の優遇措置がとられるなどのサービスが受けられます。障がいの程度の重いものから順に１級・２級・３級となります。

≪申請に必要なもの≫

手続き	内容	持参するもの					
		※申請書	※診断書	年金証書写	※同意書	写真	個人番号
新規	医師の診断書の場合（初診から６ヶ月以上経過のもの）	●	●			●	●
	年金証書の場合	●		●	●	●	●
更新	医師の診断書の場合	●	●			△	●
	年金証書の場合	●		●	●	△	●
等級変更	医師の診断書の場合	●	●			●	●
	年金証書の場合	●		●	●	●	●
記載変更	住所、氏名等が変わった場合	●					●
再発行	手帳を紛失・破損した場合	●				●	●
返還	手帳の交付を受けた人が死亡した場合	●					
	手帳が必要でなくなったとき	●					

△は必ずしも必要ではありません。

※の書類は高齢障がい課障がい者支援係に準備しています。

≪問い合わせ先≫　　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　　（１階１５番窓口）

TEL　０９４７-８５-７１３０　　FAX　０９４７-４２-２０００

２　手帳の等級により受けられる優遇措置について

①　重度障害者医療制度

≪内　容≫　重度障がい者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。（※本人、配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には障がい者医療に該当しません。）

≪対象者≫　精神保健福祉手帳１級の人

※65 歳以上の人は、後期高齢者医療保険に加入していない場合は対象になりません。

≪申請に必要なもの≫　　※チェックに使ってください。

健康保険証	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	

≪問い合わせ先≫　田川市役所　市民課　保険係　（1 階 11～13 番窓口）

TEL　０９４７-８５-７１４０　FAX　０９４７-４７-１３２４

②　後期高齢者医療制度

≪内　容≫　75 歳以上の人と 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人が加入する医療制度です。

≪対象者≫　65 歳以上の精神障害者保健福祉手帳 1、２級の人

≪申請に必要なもの≫　　※　チェックに使ってください。

健康保険証	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	

≪問い合わせ先≫　田川市役所　市民課　保険係　（1 階 10 番窓口）

TEL　０９４７-８５-７１３９　FAX　０９４７-４７-１３２４

③　ＮＨＫの受信料減免について

≪内　容≫　ＮＨＫの放送受信料の割引を受けることができます。

対象者	全額免除	世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
	半額減免	重度の障がい者（１級）が世帯主の場合
証明書発行窓口		田川市役所高齢障がい課障がい者支援係１５番窓口
		※生活保護世帯の方は福祉事務所生活支援課

≪問い合わせ先≫　　ＮＨＫ北九州放送局営業部
TEL　０９３-５９１-５０２０

※NHK への直接郵送またはインターネットによる申請手続も可能です。

《証明書発行窓口》　　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　（1 階 15 番窓口）
TEL　０９４７-８５-７１３０　　FAX　０９４７-４２-２０００

④　福祉タクシー利用助成について

≪内　容≫　在宅の重度障がい者にタクシーまたは福祉輸送車両等の料金の一部を助成します。

≪対象者≫　次の①～④の全ての要件に該当する人が対象となります。

①精神保健福祉手帳 1 級の人
②在宅の人（施設に入所している人には交付できません。）
③申請年度の４月１日時点において、市民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯、または生活保護世帯の人
④自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人

≪交付枚数≫　年間最大 36 枚（1 月あたり３枚）
※申請時期により交付枚数が異なります。

≪申請に必要なもの≫

※　チェックに使ってください。

精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	

≪問い合わせ先≫　　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　　（1 階 15 番窓口）
TEL　０９４７-８５-７１３０　　FAX　０９４７-４２-２０００

⑤　税金の減免

手帳の等級により税金が減免されます。

詳しくは下記に問い合わせください。

税の種類	対象	問い合わせ先	電話番号
所得税	1～3 級	税務署又は勤務先	田川税務署 ０９４７-４４-０４３０
住民税		田川市役所税務課	０９４７-８５-７１１０
相続税		田川税務署	０９４７-４４-０４３０
贈与税	１級	税務署及び信託銀行	田川税務署 ０９４７-４４-０４３０
自動車税		福岡県田川県税事務所	０９４７-４２-９３０２
軽自動車税		田川市役所税務課	０９４７-８５-７１１０

⑥　生活保護の障害者加算

≪内　容≫　手帳１級・２級の人は生活保護の障がい者加算が受けられる場合があります。

※初診日から１年６ヶ月経過している人が対象となります。

≪問い合わせ先≫　　田川市福祉事務所　生活支援課

TEL　０９４７-８５-７１２０　　FAX　０９４７-４４-２１２３

⑦　交通運賃の割引

≪内　容≫　障害者手帳の提示によって、割引を受けることができます。

• 平成筑豊鉄道

普通乗車券の場合

手帳の等級	割引率
１級	本人・介護者ともに５割引
２・３級	本人のみ５割引

• 西鉄バス・西鉄電車

普通乗車券の場合

手帳の等級	割引率
１級	本人・介護者ともに５割引
２・３級	本人のみ５割引

※乗車券の種類により内容が異なります。詳細については乗車券購入前に各会社へ問い合わせください。

• JR

普通乗車券の場合

区分	利用形態	割引率
１級	単独で１００キロを超える区間を利用する場合	５割引
	介護者と共に利用する場合（距離制限なし）	本人・介護者とも５割引
２・３級	単独で１００キロを超える区間を利用する場合	本人のみ５割引

※本人が１２歳未満の場合は介助者のみ５割引

その他、航空運賃や船舶運賃の割引があります。
割引率や内容は各会社によって異なりますので、
ご利用前に必ず各会社へお問い合わせください。

３　手帳の等級によらず受けられる優遇措置について

①　ＮＴＴ番号案内料金免除

≪内　容≫　ＮＴＴに申し込み手続きをすると、104 の番号案内が無料になります。

≪問い合わせ先≫　　NTTフリーダイヤル　　0120-104-174

②　各施設の利用料等の割引

≪内　容≫　手帳所持者及びその介護者を対象に、利用料や入場料等が割引される場合があります。

≪問い合わせ先≫　　各利用先の施設

③　携帯電話基本料金の割引

≪内　容≫　携帯電話の基本料金が割引されます。契約内容等により異なりますので、各店舗へお問い合わせください。

≪問い合わせ先≫　　各携帯電話販売店

４　自立支援医療（精神通院）について

≪内　容≫　統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する人で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して、通院医療に係る医療費を支給します。自己負担は、原則医療費の１割負担です。利用される方の世帯の所得に応じて、医療費等の自己負担上限額が決まります。

≪対象者≫　精神疾患を有し、指定自立支援医療機関に通院している人

≪申請に必要なもの≫

手続き	内容	持参するもの						
		※申請書	※診断書	※委任状	保険証	＊年金受給額が確認できるもの	受給者証の原本	個人番号
新規	自立支援医療のみの申請の場合	●	●	△	●	●		●
更新		●	◎	△	●	●		●
記載変更	保険証、病院等が変わった場合	●		△	◎	●	●	●
再発行	受給者証を紛失・破損した場合	●						●

△は必ずしも必要ではありません。
◎は必要な場合と必要ではない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
更新は２年に１度診断書が必要です。
※の書類は高齢障がい課障がい者支援係に準備しています。
＊は申請月が１月から５月の場合、前々年の年金受給額の確認できるもの、６月から１２月の場合は前年の受給額の確認できるものが必要です。

≪問い合わせ先≫　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　　（１階 15 番窓口）
TEL　0947-85-7130　　FAX　0947-42-2000

５　障害年金について

障害基礎年金

≪内　容≫国民年金加入中などに、病気やケガで障がい等級に該当する障がいの状態になった時に受けられる年金です。

≪支給要求≫　①　国民年金の加入中に初診日がある。
②　以前に国民年金被保険者だった人で、日本に住所があり 60 歳以上 65 歳未満の期間に初診日がある。
③　20 歳以前に初診日がある。
※初診日とは障がいの原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のこと。

≪障害基礎年金の年金額≫　　（年額）　　（令和７年４月現在）

１級	1,039,625 円
２級	831,700 円

※厚生年金加入期間中に初診日のある障がいについては、直方年金事務所へご相談ください。

手帳の有無に関わらず、年金の申請に関しては個々により要件があります。

詳しくは下記に問い合わせください。

≪問い合わせ先≫

障害基礎年金に関すること	田川市役所　市民課　市民年金係 TEL　０９４７-８５-７１３６ FAX　０９４７-４７-１３２４
障害厚生年金に関すること	直方年金事務所 ０９４９-２２-０８９１

※初診日が厚生年金期間や第３号被保険者期間（被扶養の状態）の人は年金事務所に請求し、共済組合期間中にある場合は共済組合へ障害共済年金の請求を行ってください。

６　心身障害者扶養共済制度について

≪内　容≫　心身障がい者を扶養する保護者が生存中一定の掛金を毎月納め、その保護者の死亡後障がい者に終身年金を支払う制度です。

≪対象者≫　①心身障がい者を扶養している保護者
父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など
②65 歳未満の生命保険に加入できる健康な人

≪心身障害者の範囲≫　精神又は、身体に永続的な障がいのある人（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）

≪掛　金≫　①加入者（心身障がい者の保護者）の加入年齢に応じて掛金が異なります。
②2 口まで加入できます。

≪問い合わせ先≫　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　（１階１５番窓口）
TEL　０９４７-８５-７１３０　FAX　０９４７-４２-２０００

７　障がい福祉サービスについて

≪内　容≫　在宅で訪問を受けたり、施設に通所や入所して利用するサービスがあります。サービス給付の種類には、「介護給付」と「訓練等給付」の２種類があります。介護給付サービス利用については、「障害支援区分」の認定を行います。

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などをして利用するサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、食事準備や掃除などの家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動の補助を行います。
	行動援護	知的障がい者や精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出の移動の補助を行います。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

日中活動系・・・施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設での入浴や排泄、食事の介護や創作的な活動などを行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

居住系サービス・・・住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む人に住居における相談や日常生活の援助、また、入浴や排泄などの日常生活の援助を行います。

障害児通所サービス

給付の種類	名称	内容	
障害児 通所支援	・児童発達支援 ・医療型児童 発達支援	対象者	小学校入学前で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められている児童。
		支援内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	放課後等 デイサービス	対象者	学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童。
		支援内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	対象者	保育所などの施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。
		支援内容	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

※障害児入所に関しては児童相談所にお問い合わせください。

障がい福祉サービスの利用は、手帳の等級に関わらず、それぞれで利用できるサービス・量は違います。
事前に市役所で必ず相談してください。

≪問い合わせ先≫　田川市役所　高齢障がい課　障がい者支援係　（1 階 15 番窓口）
TEL　０９４７-８５-７１３０　FAX　０９４７-４２-２０００

遊びに行ってみませんか？

各種サークル（ギター教室・パソコン教室・料理教室等）やイベントなどを通じて活動しています。
当事者ミーティングの開催も行なっています。（当事者のスタッフが行います）

地域活動支援センター　ゆう	田川市大字川宮 1524-8	0947-46-2678 月～金、第１・３土曜日 ９時～17 時 30 分

こころの健康相談（一人で悩まず、お気軽にご相談ください。）

≪内　容≫※心の悩みや病気について相談窓口を開いています。

対象者	本人、家族、関係機関等
相談方法	面談
対応者	精神科医師
相談日・時間	毎月第２火曜日　１０：００～ 毎月第４木曜日　１４：００～

※予約が必要です。

≪申込先≫　　福岡県田川保健福祉事務所健康増進課　精神保健係
TEL　０９４７-４２-９３０７　FAX　０９４７-４４-６１１２